

危険ブロック塀などの除却 費用の一部を補助します

地震発生時における危険コンクリートブロック塀などの倒壊による被害を防止するため、危険コンクリートブロック塀などの除却費用の一部を補助します。

補助対象となる危険コンクリートブロック塀など

次の①～③のすべてに該当する、市内に存在するコンクリートブロック塀などが対象です。

- ① 道路などに面しているもの
- ② 高さ（擁壁などがある場合

対象者

本市の住民基本台帳に登録

- は、その高さを含む）が、1・2メートルを超えるもの
- ③ 市で定める診断基準により危険と判定されたもの
- ※相談を受け、市で事前調査を行い判定します。

があり、市内に危険コンクリートブロック塀などを所有する人
※この他にも要件あり。

補助金額

補助金額は、次の①、②のうちいずれか少ない額（上限10万円）です。

- ① ブロック塀などの除却に要する費用の2分の1の額
- ② 除却するブロック塀などの長さに1メートル当たり5000円を乗じて得た額

申請方法

工事の契約をする前に、申請書にチェックシートなどの書類を添えて都市整備課（市役所3階）まで提出してください。
※詳細は、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。申し込み順。予算の上限に達し次第終了。

いつまでも、この街で自分らしく 知っておきたい『介護予防・総合事業』

第1回 総合事業ってなに？

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を続けられるよう応援する制度です。

大きな特徴は、「介護が必要になる前から利用できる」こと。元気なうちから始める、新しいカタチのサポートです。例えば、市で実施している「いきいきよっぺ健康教室」では、自身に合った自宅トレーニング方法の指導や健康に関するアドバイスなど、元気に過ごすためのサポートが受けられます。

「介護はまだ早い」と思っている人にこそ知ってほしい、あなたの元気を長持ちさせるための事業です。今後このシリーズで、さまざまな情報を発信していきます。

固高齢者支援課 ☎73-0033

申固都市整備課管理班

☎73・0091

▼詳細はこちらから



申し込みは6月21日まで

公民館講座の受講生を募集

◆親子やさしいパンづくり教室

対象：小学生とその保護者

日時：7月18日（土）13時30分～16時30分

定員：4組（申し込み順）

費用：500円（材料費）

◆こども造形教室～真夏のお祭りワークショップ～

対象：5歳～中学生（小学生以下は保護者同伴）

日時：7月25日（土）13時30分～14時30分

定員：50人（申し込み順）

費用：700円（材料費）

※汚れてもよい服装で参加してください。

◆申し込み

6月21日（日）までに左記まで。電話での仮申し込みも受け付けますが、期限内に申込書の提出が必要です。

8月診療分から

子ども医療費助成制度が変わります

これまで市では、0歳児から高校生世代までが医療機関などを受診した際の医療費（保険診療分）の一部負担金が無料となるよう助成をしてきました。

しかし、市の財政状況などから、8月診療分から助成額を変更しますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

◆8月診療分からの助成内容

対象者	助成対象医療費	助成方法	自己負担額	所得制限
0歳児から小学6年生	入院・通院・調剤	医療券による現物給付	無料	なし
中学生から高校生世代	入院・通院・調剤	医療券による現物給付	通院1回、入院1日につき300円	なし

※市民税所得割非課税世帯については、自己負担額は無料です。また、同一医療機関における同一月の受診は、通院は6回、入院は11日以降自己負担額が無料になります。

固子育て支援推進課子育て支援班 ☎74-3245

所得基準が見直されました

介護保険料額決定通知書を送付

国の制度改正により、介護保険料の区分を決める所得基準額の一部が80・9万円から82・65万円に引き上げられました(Ⅱ左図)。

これを踏まえた令和8年度の介護保険料額をお知らせする介護保険料決定通知書は6月15日(月)に発送予定です。

なお、保険料の納付方法は次の通りです。
特別徴収：年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれ

ます。

普通徴収：通知書に同封の納付書により、金融機関やコンビニなどで納付してください。

口座振替：各納付期限日に口座から保険料が引き落とされます。

※災害や著しい所得の減少など納付困難な事情があるときは、左記までご相談ください。
区市課保険料班

☎73・0086

◆所得段階別の第1号被保険者(65歳以上)の保険料

区分		年額	
本人が市民税非課税	非課税世帯		
	第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者および合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の人など	1万8810円
	第2段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円を超え120万円以下の人	3万2010円
課税世帯	第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4万5210円
	第4段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の人	5万9400円
	第5段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円を超える人	6万6000円

※上表は、所得段階別の第1号被保険者(65歳以上)の保険料の一部を抜粋。

国民健康保険税の税率などを改定



国民健康保険は、病气やけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう、加入者が国民健康保険税を出し合っ

て、お互いに助け合う制度です。近年、高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費が増加する一方、加入者数は減少しており、このままでは市の国民健康保険事業の運営が困難となることから、県から示された標準保険料率を参考に、令和8年度から税率などを改定しました。

将来にわたり医療費をはじめとする保険給付事業などを安定的に運営していくため、ご理解とご協力をお願いします。国民健康保険税の税率や改定内容などの詳細は、6月中旬に送付する納税通知書に同封するリーフレットまたは市ホームページなどをご覧ください。

区市課市民税班

☎73・0087

令和8・9年度後期高齢者医療保険料率などを改定

2年ごとの見直しにより、令和8・9年度の後期高齢者医療制度の保険料率などが改定されました。

今年度の保険料額の決定通知書は7月中旬に送付します。
◆均等割・所得割・賦課限度額の引き上げなど

今回の改定では、従来の医療分のほか、子ども・子育て世帯を社会全体で支えるための支援金を抽出する制度として、子ども・子育て支援金分(子ども分)が加わり、医療費分の均等割・所得割・賦課

◆図1 令和8・9年度の均等割・所得割・賦課限度額

	均等割	所得割	賦課限度額
医療分	5万1000円	9.40%	85万円
子ども・子育て支援金分	1310円	0.25%	2万1000円

◆図2 軽減判定基準額の引き上げ

〈2割〉
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下の場合
+
(世帯内の被保険者数×57万円)以下

[54.5万円]→[57万円]に引き上げ

〈5割〉
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下の場合
+
(世帯内の被保険者数×31万円)以下

[29.5万円]→[31万円]に引き上げ

〈7.2割〉
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下の場合

区市課市民税班

☎73・0086